

東吾妻町森林整備計画

計画期間

自令和 5年 4月 1日

至令和15年 3月31日

群馬県東吾妻町

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1 森林整備の現状と課題	1
2 森林整備の基本方針	1
(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	
(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策	
3 森林施業の合理化に関する基本方針	4
II 森林整備の方法に関する事項	
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	5
1 樹種別の立木の標準伐期齢	5
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	5
(1) 伐採方法について	
(2) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
3 その他必要な事項	7
第2 造林に関する事項	
1 人工造林に関する事項	8
(1) 人工造林の対象樹種	
(2) 人工造林の標準的な方法	
(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間	
2 天然更新に関する事項	10
(1) 天然更新の対象樹種	
(2) 天然更新の標準的な方法	
(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	11
(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準	
(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	
4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	11
(1) 更新に係る対象樹種	
(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数	
5 その他必要な事項	12
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び	
保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	

1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	1 2
(1)	標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
(2)	実施時期の標準的な間隔	
2	保育の種類種別の標準的な方法	1 4
3	その他必要な事項	1 4
第4	公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	1 5
(1)	公益的機能別施業森林の区域の設定	
(2)	公益的機能別施業森林の区域別森林施業の方法	
2	木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を 推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	1 8
(1)	区域の設定	
(2)	森林施業の方法	
3	その他必要な事項	1 8
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	2 0
2	森林の施業又は経営の受委託等による規模拡大を促進するための方策	2 0
3	森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	2 0
4	森林経営管理制度の活用の促進に関する事項	2 0
5	その他必要な事項	2 0
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	2 1
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	2 1
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	2 1
4	その他必要な事項	2 1
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準 及び作業システムに関する事項	2 1
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	2 2
3	作業路網の整備及び維持運営に関する事項	2 3
(1)	基幹路網に関する事項	
(2)	細部路網に関する事項	

4	その他必要な事項	27
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	27
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	28
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	28
Ⅲ	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	29
(1)	区域の設定	
(2)	鳥獣害の防止の方法	
2	その他必要な事項	30
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の 森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	30
(1)	森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法	
(2)	その他	
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	30
3	林野火災の予防の方法	30
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	31
5	その他必要な事項	31
(1)	病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分	
(2)	その他	
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域	32
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、 保育、伐採その他の施業の方法	32
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	33
(1)	森林保健施設の整備	
(2)	立木の期待平均樹高	
4	その他必要な事項	33

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項	34
(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項	
(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域	
2 生活環境の整備に関する事項	36
3 森林整備を通じた地域振興に関する事項	36
4 森林の総合利用の推進に関する事項	36
5 住民参加による森林の整備に関する事項	36
(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項	
(2) 上下流連携による取り組みに関する事項	
(3) その他	
6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	36
7 その他必要な事項	36

別表 1 計画期間において間伐を実施する必要があると
認められる森林の所在

別表 2 水源の涵養の機能の維持増進を図るための
森林施業を推進すべき森林

別表 3 保健文化機能の維持増進を図るための
森林施業を推進すべき森林

別表 4 水源の涵養の機能を重視する森林（町独自）

別表 5 山地災害の防止及び土壌の保全の機能を重視する森林（町独自）

別表 6 保健、文化機能を重視する森林（町独自）

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は群馬県の北西に位置し、東は渋川市、北は中之条町、西は長野原町、南は高崎市に接する東西約28km、南北約16km、面積253.65haの町である。本町の森林面積は20,022haで町の総面積の79.0%を占めている。民有林面積は12,533haで、そのうちスギを主体とした人工林の面積は、7,537haであり人工林率60.1%で県平均よりやや高めである。人工林のうち50年生を超える林分6,439ha(85%)が多いことから、この人工林について「伐って、使って、植えて、育てる」ことで森林の循環を進めていくことが重要である。

2 森林整備の基本方針

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割と自然環境の変化も考慮して、適正な森林施業により森林資源の維持拡大を推進する。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

東吾妻町の森林資源の構成等を踏まえ、望ましい森林資源の姿は、次表のとおりとする。

表1 地域の目指すべき森林資源の姿

	区分	森林の機能(働き)	機能に応じた望ましい森林の姿
公益的機能	水源涵養機能	洪水緩和／水資源貯留／水量調節／水質浄化	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
	山地災害防止機能／土壌保全機能	表面侵食防止／表層崩壊防止／その他の土砂災害防止(落石防止、土石流発生防止・停止促進、飛砂防止)／土砂流出防止／土壌保全(森林の生産力維持)／その他の自然災害防止機能(雪崩防止、防風、防雪など)	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
	快適環境形成機能	気候緩和(夏の気温低下と冬の気温上昇、木陰)／大気浄化(塵埃吸着、汚染物質吸収)／快適生活環境形成(騒音防止、アメニティ)	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

保健・レクリエーション機能	療養(リハビリテーション)／保養(休養、散策、森林浴)／レクリエーション(行楽、スポーツ等)	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	景観(ランドスケープ)・風致／学習・教育(生産・労働体験の場、自然認識・自然とのふれあいの場)／芸術／宗教・祭礼／伝統文化／地域の多様性維持(風土形成)	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	遺伝子保全／生物種保全(植物種保全、動物種保全(鳥獣保護)、菌類保全)／生態系保全(河川生態系保全)	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材等生産機能	木材(建築材、木製品原料、パルプ原料、燃料材)の生産等	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林整備の現状と課題を踏まえ、(1)で掲げる森林の有する機能について、それぞれの機能の維持増進を図り、望ましい森林資源の姿に誘導していくため次表のとおり整備指針を定める。

表2 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や町民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>

<p>山地災害防止機能／ 土壌保全機能</p>	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
<p>快適環境形成機能</p>	<p>町民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている防風林等の保全を推進することとする。</p>
<p>保健・レクリエーション機能</p>	<p>観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、町民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、町民や来訪者に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や利用者のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
<p>文化機能</p>	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>

<p>生物多様性保全機能</p>	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことから、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>
<p>木材等生産機能</p>	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進するものとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

注1：森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

2：これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

県、町、森林所有者、森林組合、森林管理署等で相互に連絡を密にして、森林・林業の活性化に向けて長期的展望に立った林業諸施策の総合的な実施を推進する。具体的には、間伐等の適正な森林の整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の明確化や森林GISの効果的な活用、林地台帳の整備など森林管理の適正化を図る。

また、民有林と国有林の連携を図りつつ、森林の経営の受委託等による森林経営規模の拡大を進め、そのための条件整備及び地域資源を活かした産業の活性化を計画的に進めるとともに国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進めます。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

主要樹種について、標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である立木の標準伐期齢を、次表のとおり定める。また、特定苗木等が調達可能な地域では、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討するよう努めることとする。

なお、標準伐期齢は、あくまでも主伐に関する指標であり、これをもって伐採を促すものではない。

表3 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種						
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹	
						用 材	その他
全 域	40	45	35	40	60	70	15

注：広葉樹のその他には、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるものを含む。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐とは、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

立木を伐採（主伐）する場合には、森林の有する多面的機能の維持増進並びに対象森林の自然条件及び社会的条件に配慮するとともに、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとする。また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要の集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとする。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。

なお、生物多様性の保全の観点から、必要に応じて溪流周辺や尾根筋等に所用の保護樹帯を設けるなどの方法を考慮するものとする。

(1) 伐採方法について

区 分	伐採方法
皆伐	皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。
択伐	<p>択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採。</p> <p>択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。</p>

(2) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

施業の区分	標準的な方法
育成単層林	<p>① 主伐は、自然条件や公益的機能の確保の必要性等により、1ヶ所当たりの伐採面積、伐採箇所の分散に配慮する。また、林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害の防止や風致の維持等、必要に応じ保護樹帯を設置する。</p> <p>② 主伐の時期は、重視すべき公益的機能の発揮に配慮する。</p> <p>③ 伐採後は、郷土樹種や広葉樹も視野に入れ、現地の自然条件に適した樹種を選定、植栽し、早期に更新する。</p> <p>また、ぼう芽更新は、必要に応じ、芽かき、植込みを実施する。</p> <p>④ 皆伐後天然更新を行う場合は、天然下種更新、ぼう芽更新が確実な林分を対象とする。特に、天然下種更新を行う場合は、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮する。</p> <p>⑤ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保存等に努める。</p> <p>⑥ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。</p>
育成複層林	<p>① 主伐に当たっては、複層林に誘導するため、特に自然条件を踏まえ森林の構成樹種、林分構造等を勘案して実施する。</p> <p>② 択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構成に誘導するよう、適切な伐採率と繰り返し期間による。</p> <p>③ 皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分</p>

	<p>散等に配慮する。</p> <p>④ 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮する。</p> <p>⑤ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保存等に努める。</p> <p>⑥ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。</p>
天然生林	<p>① 天然生林の皆伐は、施業地周辺の人工林の生育状況、自然条件及び技術体系からみて人工植栽又は天然更新による成林が確実であると見込まれる林分で行うものとする。</p> <p>② 伐区の設定に当たっては、公益的機能の発揮を確保する観点から、育成単層林に準じて伐採面積の規模、伐採箇所の分散、保護樹帯の設置等に配慮するものとする。</p> <p>③ 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮する。</p> <p>④ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保存等に努める。</p> <p>⑤ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。</p>

注) 育成単層林、育成複層林及び天然生林において実施される施業の内容については、以下のとおりとする。

- 1 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、^{*1}人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成単層林施業）
- 2 育成複層林においては、森林を構成する林木を^{*2}択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の^{*3}樹冠層を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として成立させ維持する施業（育成複層林施業）
- 3 天然生林においては、主として天然力を^{*4}活用することにより成立させ維持する施業（天然生林施業）。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。

*1 「人為」とは、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

*2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年から数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き切り）すること。

*3 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

*4 「主として天然力を活用」は、自然に散布された種子が発芽して生育することを主体とするもの。

3 その他必要な事項

○該当なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林をすべき樹種は適地適木を旨として、自然条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、次表に定める樹種を選定するものとする。生物多様性の保全のため、郷土樹種を選定も考慮するものとする。また、特定苗木などの成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木の確保を図るため、その増加に努めることとする。

さらに、他の樹種を植栽しようとするときは、林業普及指導員又は町の森林・林業担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

表4 人工造林の対象樹種

区 分	樹種名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、コナラ、クヌギ、ケヤキ、その他地域に応じた有用広葉樹	

(2) 人工造林の標準的な方法

人工造林は、下記のア、イに示す方法を標準として行うものとする。

また、複層林化を図る場合の下層木について、地域での既往の複層林施業の状況を踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽することとする。

なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町の森林・林業担当部局とも相談の上、適切な方法を選択するものとする。

ア) 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	植栽本数（本／h a）	備考
スギ	密仕立	3, 5 0 0	
	中仕立	3, 0 0 0	
	疎仕立	2, 5 0 0	
ヒノキ	密仕立	3, 5 0 0	
	中仕立	3, 0 0 0	
	疎仕立	2, 5 0 0	
アカマツ	中仕立	4, 0 0 0	
カラマツ	中仕立	2, 5 0 0	

イ) その他人工造林の方法

区 分	標準的な方法
地拵えの方法	伐採木の枝条等が植栽や保育作業の支障とならないよう、等高線沿いに堆積する全刈筋積を標準とする。なお、急傾斜地等の崩壊の危険性のある箇所については、生木棚積地拵えを行い林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	普通穴植えを標準とし、気候その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案する。 また、植栽に当たっては、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽、保育作業用機械による下刈を想定した植付間隔の導入も考慮する。
植栽の時期	スギ、ヒノキは4月～6月を標準とする。 アカマツ、カラマツは3月～5月を標準とする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

人工造林地においては伐採後、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」に指定されている森林及びそれ以外の伐採跡地については、人工造林により更新を行うこととする。

なお、人工造林をすべき期間を次のとおりとする。

区分		期 間
植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地	皆 伐	主伐としてその立木の伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内
	択 伐	主伐としてその立木の伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して5年以内
植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地以外の伐採跡地		主伐としてその立木の伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して7年以内

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新をすべき樹種は適地適木を旨として、地域内の自然条件、周辺環境等を勘案して、次の樹種から選定するものとする。

なお、他の樹種を対象に天然更新をしようとするときは、林業普及指導員又は町の森林・林業担当部局とも相談の上、適切な方法を選択することとする。

表5 天然更新をすべき樹種

区 分	対象樹種	備考
天然更新の対象樹種	コナラ、ミズナラ、ブナ、クリ、ケヤキ、ミズキ、サクラ類、シデ類、カンバ類、カエデ類、トチノキ、ホオノキ、ほか地域に応じ、将来確実に成林する高木性の樹種	
上記のうちぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、ミズナラ、クリ、サクラ類、シデ類、カエデ類、ホオノキ等	

(2) 天然更新の標準的な方法

ア) 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新を行う際には、次表に示す期待成立本数として想定される本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る）を更新する必要がある。

表6 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
2の(1)に定める樹種	10,000本/h a

イ) 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新を行うに当たって行う補助作業の標準的な方法は次表のとおりとする。

表7 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
ぼう芽更新の補助作業	<p>目的樹種の発生状況により必要に応じて芽かきを行い、優良芽を1株当たり2～3本残すものとし、目的樹種が成立しない箇所については、植え込みを行う。</p> <p>なお、目的樹種の妨げとなる不要木については、早めに除去するものとする。</p> <p>また、伐採後おおむね5年を越えない期間後の更新状況を確認し、更新が完了していない場合には植え込みにより確実な更新を図る。</p>

天然下種更新の補助作業	<p>ササや粗腐性の堆積物により種子の着床や稚樹の成長が期待できない箇所については、地表処理として、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。</p> <p>天然稚樹がササなどの下層植生により成長が阻害されている箇所については刈り出しを行う。</p> <p>目的樹種が成立しない箇所については、植え込みを行う。</p>
-------------	--

ウ) その他天然更新の方法

天然更新の完了を確認する方法は現地確認とし、更新樹種がおおむね均等に生育するとともに、草本等によって被圧されず、順調に成長できるとみなされる状態をもって更新完了とする。

また、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る必要がある。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、伐採跡地の天然更新をすべき期間は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」を次表のとおり定める。当該森林での植栽にあたっては、樹種特性を把握し、その気候に適した樹種を選定し、造林適期に植栽することとする。

表8 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森林の区域	面積 (h a)	備考
該当なし		

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の規定に基づく中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 更新に係る対象樹種

ア) 人工造林の場合

1の(1)による。

イ) 天然更新の場合
2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数を定めるにあたり、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木本数は次表のとおりとする。
また、対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させるものとする。

表9 天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木本数

樹種	5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数
2の(1)に定める樹種	10,000本/ha

5 その他必要な事項
○該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、次表に示す内容を標準として、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨として、森林の立木の成長度合い等を勘案し、適切な時期、方法により実施するものとする。

間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。

また、高齢級の森林における間伐については、立木の成長力に留意しなければならない。

表 1 0 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹 種	施業体系	間伐を実施すべき標準的な林齢 (年)					標準的な方法	備考		
		初 回	2 回目	3 回目	4 回目	5 回目				
スギ	3,000 本地位級Ⅱ	1 5	2 0	2 7			間伐率は、本数で 3 0 % 程度とする。 間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行うこととする。	実施林齢の決定は、原則として密度管理図、 「群馬県民有林人工林収穫予想表」を使用する。		
	3,000 本地位級Ⅲ	1 7	2 3	3 1						
	〃 (伐期 80 年)	1 7	2 3	3 1	4 4	6 9				
ヒノキ	3,500 本地位級Ⅲ	1 9	2 5	3 3					間伐率は、本数で 3 0 % 程度とする。 間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行うこととする。	実施林齢の決定は、原則として密度管理図、 「群馬県民有林人工林収穫予想表」を使用する。
	3,000 本地位級Ⅲ	2 1	2 7	3 6						
	〃 (伐期 80 年)	2 1	2 7	3 6	5 3					
アカマツ	4,000 本地位級Ⅲ	1 8	2 3	3 1			間伐率は、本数で 3 0 % 程度とする。 間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行うこととする。	実施林齢の決定は、原則として密度管理図、 「群馬県民有林人工林収穫予想表」を使用する。		
	〃 (伐期 80 年)	1 8	2 3	3 1	4 7					
カラマツ	2,500 本地位級Ⅲ	1 8	2 3	2 9						
	〃 (伐期 80 年)	1 8	2 3	2 9	4 0					

(2) 間伐を実施すべき標準的な間隔

主要樹種について、間伐を実施すべき標準的な間隔を、次表のとおり定める。

なお、間伐の間隔は、あくまでも間伐に関する指標であり、これをもって間伐を促すものではない。

※主要樹種とは、スギ、ヒノキ、カラマツ、アカマツとする。

表 1 1 間伐を実施すべき標準的な間隔

区 分	間伐の実施時期 間隔の年数	備考
標準伐期齢未満	おおむね 1 0 年	
標準伐期齢以上	おおむね 1 5 年	

2 保育の種類別の標準的な方法

保育は、次表に示す内容を標準として、当該森林の植生状況、立木の成長度合い等を勘案し、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図ることを旨とし、適切に実施するものとする。

表 1 2 保育の作業種別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数										標準的な方法	備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
下刈	スギ	1	1	1	1	1	1					植栽木が下草より抜け出るまで行う。実施期間は、6～7月頃を目安とする。	回数は必要に応じて実施する。
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1	1					
	アカマツ	1	1	1	1	1	1						
	カラマツ	1	1	1	1	1	1						
	コナラ	1	1	1	1	1							
つる切	スギ										1	下刈り終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。実施期間は、6～7月頃を目安とする。	
	ヒノキ										1		
	アカマツ										1		
	カラマツ										1		
	コナラ							1					
除伐	スギ										1	造林木の成長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形質不良木を除去する。実施期間は8～10月頃を目安とする。	
	ヒノキ										1		
	アカマツ										1		
	カラマツ										1		
	コナラ							1					
枝打	スギ									1		成長休止期に実施する。	
	ヒノキ									1			

3 その他必要な事項

森林経営管理法第 42 条第 1 項に基づき、伐採又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要があるものを「災害等防止措置命令の対象森林」として指定し、当該森林の所有者に対し、森林の所在場所、実施すべき伐採又は保育の方法及び時期を記載した書面による通知を行う。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 公益的機能別施業森林の区域の設定

公益的機能別施業森林は、特に高度に発揮することが期待される森林の機能に応じて、「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」（以下「水源涵養機能維持増進森林」という）、「森林の有する土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」（以下「山地災害防止／土壌保全機能増進森林」という）、「快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」（以下「快適環境形成機能増進森林」という）、「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」（以下「保健文化機能維持増進森林」という）、「その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」に区分する。

なお、区分ごとの森林の区域は表13のとおりとする。また、区域内において、機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定める。

ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

水源涵養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林を、水源涵養機能維持増進森林の区域として設定する。具体的には、本宿、大戸、萩生、川戸の一部森林と岩島県有林を設定する。

イ) 森林の有する土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林を、山地災害防止／土壌保全機能増進森林に設定する。具体的には、厚田、三島、松谷、岩下地区及び、大戸、本宿、大柏木地区の民有林を中心とした、町内各地の民有林を設定する。

ウ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、風害防備保安林、雪害防備保安林、霧害防備保安林、防火保安林や、町民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林を、快適環境形成機能維持増進森林の区域として設定する。

エ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの町民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観

等を形成する森林を、保健文化機能維持増進森林として設定する。具体的には、岩櫃山、吾妻溪谷、浅間隠山周辺民有林及び、あづま森林公園の町有林を設定する。

オ) その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

1の(1)の(ア)から(エ)までに掲げるもののほか、必要に応じ、その森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林について設定する。

表13 区分ごとの森林の区域

区分	森林の区域	面積 (h a)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別表4のとおり	1784.78
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別表5のとおり	1907.25
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別表6のとおり	695.45
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	

(2) 公益的機能別施業森林の区域別森林施業の方法 (運用通知とは記載項目を変更)

公益的機能別施業森林における区分別の森林施業の方法は表14のとおりとする。

なお、森林施業方法による森林の区域は表15のとおり。

表14 区分ごとの森林施業方法

区分	施業の方法
水源涵養機能維持増進森林 (水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要のある森林)	○下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とする ○伐期の間隔の拡大 (標準伐期齢+10年) ○自然条件から、皆伐による公益的機能の低下の恐れがある森林は、伐採面積の規模を縮小する。
山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林 (人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の	○次の森林のうち、公益的機能の維持増進を特に図るべき森林は択伐による複層林施業を実施 地形が傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点を持っている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分を持っている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、

方法を定める必要がある森林)	破砕帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林
快適環境形成機能維持増進森林 (生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を定める必要がある森林)	都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相を成している森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等
保健文化機能維持増進森林 (自然環境の保全及び形成ならびに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林)	湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林、希少な生物の保護のため必要な森林(択伐に限る)等
	<p>○上記のうち、それ以外の森林は択伐以外の方法による複層林施業を実施</p> <p>○適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても機能の確保ができる場合には、長伐期施業(標準伐期齢×2)×係数</p> <p>○長伐期施業における皆伐については、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る</p> <p>○保健文化機能維持増進森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を実施</p>

表 1 5 施業方法ごとの森林の区域

施業の方法	森林の区域	面積 (h a)
伐期の延長を推進すべき森林 (標準伐期齢+10年)	別表4のとおり	1,784.78
長伐期施業を推進すべき森林 (標準伐期齢×2)×係数 ※係数は0.8~1.2	該当なし	
複層林施業を推進すべき森林	択伐以外により複層林施業を推進すべき森林	1,907.25
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	695.45
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	

2. 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林を、次表のとおり、木材等生産機能維持増進森林に定める。また、木材等生産機能維持増進森林のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」に定める。

表 1 6 木材の生産機能の維持増進を図る森林の区域

区 分	森林の区域	面積 (h a)
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	全域	—
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	30 林班, 77 林班	1 2 2 . 4 5

(2) 森林施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた伐採の方法等を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等の実施、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するとともに、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。

3 その他必要な事項

東吾妻町独自の公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法は以下のとおり。

(1) 東吾妻町独自の公益的機能別施業森林の区域の設定

ア) 水源の涵養の機能を重視する森林

水源涵養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要な森林を、東吾妻町独自の水源の涵養の機能を重視する森林の区域として設定する。

イ) 山地災害の防止及び土壌の保全の機能を重視する森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺森林を独自の山地災害の防止及び土壌の保全の機能を重視する森林に設定する。

ウ) 保健文化機能を重視する森林

吾妻溪谷、岩櫃山周辺などの教育的利用等に適した森林を独自の保健文化機能を重視する森林として設定する。

(2) 東吾妻町独自の公益的機能別施業森林の区分ごとの森林施業の方法

東吾妻町独自の公益的機能別施業森林における区分ごとの森林施業の方法は表17のとおりとする。
 なお、森林施業方法による森林の区域は表18のとおり。

表17 区分ごとの森林施業方法

区 分	施業の方法
水源の涵養の機能を重視する森林 (町独自)	○保水力安定のため、施業箇所周辺の非施業地の面的広さを考慮しつつ、施業箇所においては下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とする ○保安林、その他法令林についてはその施業方法を遵守（通常の標準伐期齢）
山地災害の防止及び土壌の保全の機能を重視する森林（町独自）	○土砂等による災害の防止資するため、流水や雨水の処理に注意を払う施業を基本とする ○具体的には災害の原因となる裸地や伐根除去の穴を残さないこと、作業道等の構造や排水、発生土砂の処理に十分留意する ○保安林、その他法令林についてはその施業方法を遵守（通常の標準伐期齢）
保健文化機能を重視する森林（町独自）	○保健・レクリエーション機能の発揮と森林資源のバランスのとれた施業を基本とする ○具体的には、広すぎる歩道や広場等の配置による裸地を生じさせず、森林と呼ぶにふさわしい下層植生や樹木の配置に留意する ○保安林、その他法令林についてはその施業方法を遵守（通常の標準伐期齢）

表18 施業方法ごとの森林の区域

区 分	森林の区域	面積（h a）
水源の涵養の機能を重視する森林（町独自）	別表4のとおり	1784.78
山地災害の防止及び土壌の保全の機能を重視する森林（町独自）	別表5のとおり	1907.25
保健文化機能を重視する森林（町独自）	別表6のとおり	695.45

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

森林・林業・木材産業関係者の合意形成と民有林と国有林の連携を図りつつ、森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大、森林施業の共同化、林業担い手育成、林業機械化の推進、地域材の流通・加工体制の整備等の生産、流通及び加工における条件整備及び地域資源を活かした産業の活性化を以下のとおり計画的かつ総合的に推進する。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

不在町森林所有者を含む森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換による経営規模の拡大を目指すものとする。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

さらに、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

長期の施業の受委託等森林の経営を受委託する場合は、次の事に留意するものとする。

- ア 委託契約に、契約の対象とする森林が明記されており、その森林の立木竹の所有権が委託者に帰属することが定められていること。
- イ 委託契約の契約期間が5年以上の期間となっていること。
- ウ 委託契約の委託事項に、育成権（造林、保育及び伐採その他の森林施業等を行う権利）及び必要に応じて森林の保護等の項目が含まれていること。

4 森林経営管理制度の活用の促進に関する事項

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。）を森林所有者が自らが実行できない場合には、町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については町自らが経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進する。

5 その他必要な事項

- 該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

路網の整備や機械化の推進等を通じて効率的な森林整備を進めていくため、町及び森林組合が中心となって森林法第10条の11第1項による施業実施協定への参加促進対策、その他森林施業の共同化の促進を推進する。

本町に森林を有する国、県、町、個人等森林所有者及び森林組合等で相互に連絡を密にして、官民一体となった森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備等、長期展望に立った林業諸施策の総合的な導入と実施を計画的かつ組織的に推進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

過疎化や高齢化にともない、後継者不在森林の増加が予想されるため、施業実施協定制度の情報提供を行う。また、施業実施協定と併せ、森林施業の共同化について間伐、作業路網の整備、境界の明確化等の共同化を重点的に実施できるモデル地区を設定し、森林組合、県及び森林管理署との連携を図りつつ先進地区の構築を促す。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

施業の共同実施の実効性を担保するための措置等について以下のとおり定める。

ア) 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくものとする。

イ) 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への委託、種苗その他購入等、共同して行う際の実施方法をあらかじめ明確にしておくものとする。

ウ) 一部の者が、ア又はイにおいて明確にした事項が遵守しないことにより、他の共同施業実施者が不利益を被らないための措置又は森林施業の共同化の実効性を保つ措置について、あらかじめ明確にしておくものとする。

4 その他必要な事項

○該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

一般車両の走行を想定する「林道」を主として、森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と、高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応した路網整備を次表のとおり推進する。

表 1 9 計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

区分	作業システム	路網密度 (m/h a)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系作業システム	30 ~ 40	70 以上	110 以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系作業システム	23 ~ 34	50 以上	85 以上
	架線系作業システム	23 ~ 34		25 以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系作業システム	16 ~ 26	45 以上	60 (50 以上)
	架線系作業システム	16 ~ 26		20 (15 以上)
急峻地 (35° ~)	車両計作業システム	5 ~ 15		5 以上
	架線系作業システム	5 ~ 15		5 以上

注 1 : 路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用すべきこととし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

注 2 : 「車両計作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

注 3 : 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

注 4 : 「急傾斜地」の () 書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

注 5 : 基幹路網は、林道と林業専用道をいう。

注 6 : 細部路網は、森林作業道をいう。

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を次表のとおり設定する。

表 2 0 路網整備等推進区域

路網整備等推進区域	面積 (h a)	開設予定 路線名	開設予定 延長 (m)	対図番号	備考
全域	12, 113. 31				

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア) 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等、「林道規程」(昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知)、「林業専用道作設指針」(平成22年9月4日22林整第60号林野庁長官通知)を基本として、群馬県が定める「群馬県林業専用道作設指針」に則り開設する。

イ) 基幹路網の整備計画

東吾妻町における基幹路網の開設・拡張については、表21のとおり推進する。

表21 基幹路網の整備計画

開設 ／ 拡張	種 類	(区分)	位置	路線名	延長 (km) 及び 箇所数	利用区 域面積 (ha)	前半5カ 年 の計画箇 所	図対 番号	備考
開設	自動車 道	林業専用 道	東吾妻町	蔦ノ木沢	1.0	25		④	
開設	自動車 道	指定林道	東吾妻町	吾嬬山	6.5	750	○	⑥	
開設	自動車 道	林業専用 道	東吾妻町	東吾妻 244	0.7	50		⑱	
開設	自動車 道	林業専用 道	東吾妻町	東吾妻 254	0.7	50		⑲	
			計	4路線	8.9	875			

開設 ／ 拡張	種 類	(区分)	位置	路線名	延長 (m) 及び 箇所数	利用区 域面積 (ha)	前半5カ 年 の計画箇 所	図対 番号	備考
拡張	自動車 道		東吾妻町	林浦橋倉	100				舗装
拡張	自動車 道		東吾妻町	中尾	900				舗装

拡張	自動車道		東吾妻町	高橋千沢	2,100		○		舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	千沢	400				舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	弓ケトウ	1,500				舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	小屋沢	1,600				舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	村武沢	1,100				舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	平五良	1,900		○		改・舗
拡張	自動車道		東吾妻町	円座木	900				改・舗
拡張	自動車道		東吾妻町	奥田	700				改・舗
拡張	自動車道		東吾妻町	新巻	1,800		○		改・舗
拡張	自動車道		東吾妻町	上野	1,000				舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	植栗	3,200				改・舗
拡張	自動車道		東吾妻町	北浦	1,000				改・舗
拡張	自動車道		東吾妻町	岩下山田	500				改・舗
拡張	自動車道		東吾妻町	姉山	1,000				改・舗
拡張	自動車道		東吾妻町	烏帽子山	2,600				改・舗
拡張	自動車道		東吾妻町	本丸大埜	2,600				改・舗
拡張	自動車道		東吾妻町	はじかみ	3,500				改・舗
拡張	自動車道		東吾妻町	船頭畝	3,300				改・舗

拡張	自動車道		東吾妻町	関谷	2,500				改・舗
拡張	自動車道		東吾妻町	甘酒原	900				改・舗
拡張	自動車道		東吾妻町	細谷	700				改・舗
拡張	自動車道		東吾妻町	道泉谷戸	1,500				改・舗
拡張	自動車道		東吾妻町	坂倉	2,000		○		舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	吾嬬山	2,500		○		改・舗
拡張	自動車道		東吾妻町	万騎	2,000		○		改良
拡張	自動車道		東吾妻町	北榛名山	300		○		改・舗
拡張	自動車道		東吾妻町	ユーン	200		○		改良
拡張	自動車道		東吾妻町	下泉藤木	100				改良
拡張	自動車道		東吾妻町	権田	100				改良
拡張計			計	31路線	44,500				

注1 開設拡張別に口座を設けて記載し、延長及び箇所数を集計するとともに、開設については総数を記載する。

- 2 拡張に当たっては、舗装又は改良の内容を併記する。
- 3 区分欄には林業専用道の開設等の場合その旨記載する。
- 4 支線及び分線については、同一欄にまとめて記載できるものとし、その場合、路線名には主たる支線名等他「○○支線他」と記載するとともに、備考欄には支線名及び分線名を記載することとする。
- 5 利用区域の面積は、当該開設路線の利用対象となる地域の数量である。
- 6 路線の起点と終点を記載する必要がある場合は、備考欄に記載する。

ウ) 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第855号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア) 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から「森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整第656号林野庁長官通知）」を基本として、群馬県が定める「群馬県森林作業道作設指針（平成23年6月13日制定）」に則り開設する。

イ) 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるように管理する。開設情報等を共有し共用を推進する。

4 その他必要な事項

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

① 林業経営体の体質強化

地域林業の振興の核となりうる森林組合をはじめとした林業経営体を育成するため、地域が一体となって安定的な事業量が確保できるよう努める。また、森林組合においては、これまでの利用事業主体の経営から林産事業による経営に転換することが必要であり、このための森林組合における低コスト林業の確立への取組や、素材生産事業体等との連携を通じた協業・共同化方式による組織・経営基盤の強化への取組を支援する。

また、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体の育成に向けて、ICTを活用した生産管理手法の導入や事業量の安定的確保、生産性の向上など事業の合理化などによる経営基盤や経営力の強化に努める。

② 林業従事者の養成・確保

林業は、技術的にも、体力的にもいきなり個人で従事することが難しい職業である。従事者の養成・確保を図るためには、林業に就労しやすい環境を整えることが必要である。林業事業体の事業量の安定的な確保や就労環境改善への取組により一定の林業従事者が就業しているが、離職する者も多い状況にある。

林業従事者の定着を図るには、高性能林業機械の導入による労働条件の改善のほか、労働災害防止の取組、通年雇用化や社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技能などの客観的評価の促進などによる処遇の改善などが必要で、これらの取組を支援する。

③林業後継者の養成

家業の林業を継ぐ子弟等がほとんどいない状況で、その後継者を養成することは大変困難な状況である。

一方、「団塊の世代」といわれる人々が定年退職後に徐々に出生地等へ戻って農林業に取り組む動きや、きのこ等の特用林産物を主軸にした若者の農山村回帰もみられるようになってきている。こうした人々が都市とは異なる地域の良さを認識して、その地で暮らせるような環境づくりを推進する。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

生産性の向上、労働強度の軽減及び労働安全衛生の確保を図るため、高性能林業機械を利用した作業システムの導入を促進するものとし、機械作業の普及宣伝、林業機械オペレーターの養成、機械の稼働率の向上等、高性能林業機械作業システムを推進する体制を整備するとともに、機械作業に必要な基盤整備に努める。

なお、高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標は表 2 2 のとおりとする。

表 2 2 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状 (参考)	将来
伐倒	町内一円	チェーンソー (伐倒) + プロセッサ (造材) + 林内作業車	チェーンソー (伐倒) + プロセッサ (造材) + フォワーダ (運材) ハーベスタ (造材) + フォワーダ (運材)
造材			
集材			
造林	地 拵	刈払機 (人力) + チェーンソー	刈払機 (人力) + グラップル、チェーンソー
	植 付	後片付、植付 (人力)	後片付、植付 (人力)
保育等	下 刈	刈払機	刈払機
	枝 打	人 力	人 力
	除・間伐	チェーンソー	チェーンソー

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

現在、町内には木材加工している民間の製材所、森林組合の木材加工センター等がある。また、バイオマス発電所が運転を始めたところである。

このため、町内産の木材が町内での流通を増すために、共同利用の土場や材仕分けに関する施設の設置検討を行っていくものとする。

施設の種類	現状（参考）			将来			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
民間製材工場	岩下、大戸等						
森林組合木材加工センター	岡崎						

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を表23のとおり定める。

表23 鳥獣害防止森林区域

対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面積(ha)
ニホンジカ ツキノワグマ	94、125-1、125-2、126、127、129-1、129-2、130、131、132、133、134、135-1、135-2、136、137、158、159-1、159-2、160、161、162、163、164、165、175-1、175-2、176、177、178、179、180、181、182、183、184、188、189、190、191、192	2,998.38

(2) 鳥獣害の防止の方法

ア) 鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止

森林の適確な更新及び植栽木の確実な育成により、森林の持つ公益的機能の維持を図ることを旨として、地域の実情に応じ、対象鳥獣による被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置を実施するものとする。

また、必要に応じて、鳥獣被害対策関係部局、関係行政機関等と連携した捕獲による鳥獣害防止対策を実施する。その際、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と緊密な連携・調整を図るものとする。

イ) 森林経営計画と鳥獣害防止対策

鳥獣害防止森林区域内の森林を対象として作成する森林経営計画においては、計画期間内に人工植栽が予定されている箇所等について鳥獣害防止対策が計画されている必要がある。

なお、森林経営計画に含まれない鳥獣害防止森林区域内の森林については、必要に応じて鳥獣害防止対策の実施を森林所有者等に助言、指導を行う。

ウ) 対象鳥獣別の対策方法

対象鳥獣別の鳥獣害対策は、現地の実情に応じ、防護柵の設置及び維持管理、食害防止チューブ等の幼齢木保護具の設置、忌避剤の散布・塗布、現地調査等による森林のモニタリングの実施等の方法を単独又は組み合わせて実施する。

2 その他必要な事項

植栽木の保護措置の実施箇所の巡回並びに関係行政機関、森林組合及び森林所有者等からの情報収集を行うこと等により、鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認を行うよう努める。また同時に新たな鳥獣害の発生の有無、対象鳥獣の生息状況を把握するよう努める。

なお、鳥獣害が発生している森林又は発生が予見される森林において鳥獣害対策が実施されていない場合には森林所有者等に助言・指導を実施する。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法等

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。特に松くい虫の被害については、被害抑制のための健全な松林への育成、防除活動等の推進を図るとともに、被害跡地においては、抵抗性のあるマツや他の樹種への転換を推進する。また、樹種転換に当たっての樹種選定は、現地の気候、土壌等の自然条件を考慮する。

なお、ナラ枯れ被害についても、早期発見と早期防除を推進し、里山等における広葉樹林の保全を図る。

さらに、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合は、森林所有者等に伐採の促進に関する指導を実施する。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、森林管理署、群馬県、森林組合、森林所有者等と連携した被害対策の体制づくりを図る。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

ニホンジカやツキノワグマによる剥皮被害が、近隣町村で増加している。町内でも野生動物による農作物被害等も深刻になっている。これらについて、被害状況や情報収集に努め、被害等の拡大を防ぐための防除等、試験研究成果や周辺自治体における関係情報の収集に努める。また、被害防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえて、国有林内における猟友会との捕獲に係る協定をはじめ関係行政機関、森林組合及び森林所有者等が連携して計画的な捕獲や防護柵の設置等広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進する。

3 林野火災の予防の方法

森林に接した農地での野焼きやたき火の不始末など、人為的な原因による林野火災が増加している。山火事防止のため、基幹林道の巡視や山火事予防の啓発活動を進める。また、火災発生時の消火活動等のために必要な情報収集に努める。併せてゴミ等の不法投棄についても適切に対応する。山火事の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、徹底した啓発活動のもとに森林巡視に努め、山火事警防等を推進するものとする。

なお、森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合には、「4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項」に従うものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合は、「東吾妻町火入れに関する条例」の許可を得るものとし、次の事項に留意することとする。

ア 延焼を防ぐため、火入地の周囲に所要の防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去する。

イ 火入れの面積に応じた従事者を配置し、消火に必要な器具を携行させる。

ウ 気象状況を勘案して火入れの日程を選定し、火入れ中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、速やかに消火する。

エ 小区画ごとに、風下から火入れを行う。ただし、傾斜地である場合には、上方から下方に向かって行う。

オ 火入れは日の出後に着手し、日没までに終了させる。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

風害、病虫害等の被害を受けているもの又は被害を受けやすいもの等であって、森林の健全性の維持の観点から伐採して更新を図ることが望ましい森林は、以下の通りである。

森林の区域	備 考
該当なし	

(2) その他

病虫害の被害を受けている森林については、適切な防除を行い、緊急に伐倒駆除を必要とする場合については、町長の判断により伐採を促進する。

IV 森林の保健文化機能の増進に関する事項

1 保健文化機能森林の区域

森林資源と利用の一体的な整備の推進により、森林の保健機能の増進を図るため、表 2 4 に掲げる森林について、それぞれに示す事項に従って適切な施業を推進するものとする。

表 2 4 保健文化機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (h a)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
岡崎 地区	3 1 林班	24. 60	23. 46	1. 14				

2 保健文化機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

地域森林計画で定める保健機能森林の整備の方針を踏まえ、表 2 5 のとおり定める。

表 2 5 保健文化機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

施業の区分	施業の方法
伐 採	択伐を原則とする
造 林	伐採後は速やかに植栽、又は更新作業を行うこととし、2 年以内に更新を完了するものとする。現況に応じて主として、本計画「第 2 造林に関する事項を準用するものとする。
植 栽	植栽は、出来るだけ多様な樹種構成となるよう配慮をすること。
保 育	関係者の意見調整を行い、森林資源の培養と森林の保健機能の両立を図るものとするが、更新後の樹種が主要樹種（スギ、ヒノキ、マツ、カラマツ）である場合は、「第 3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準」の考え方を参考とする。 広葉樹の場合は、特定広葉樹林施業を推進すべき森林の保育の方法に従い行うものとする。

3 保健文化機能森林の区域内における森林保健施設の整備

高さを有する構造物等の施設整備はしないものとするが、遊歩道等の整備に当たっては、歩行者による踏み固めや接触による樹木や根系への影響を考慮した計画とする。

(1) 森林保健施設の整備

表 2 6 森林保健施設の整備

施設の整備
管理施設、キャンプ場、林間広場、遊歩道及びこれらに類する施設

(2) 立木の期待平均樹高

表 2 7 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高	備考
スギ	22 m	
コナラ	15 m	

4 その他必要な事項

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画を作成する場合は、次に掲げる事項に留意して適切な計画を作成するものとする。また、町は森林経営計画の認定事務において留意する。

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

- ①Ⅱの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- ②Ⅱの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- ③Ⅱの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- ④Ⅲの森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号の口の規程に基づく区域

森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域は、次表で示す区域とする。

表26 森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域

区域名	林 班	面積 ha	代表地区
東吾 1	1・2・3・4・5・6 6つ	191.05	岡崎・屋敷外
東吾 2	7・8・30・31 4つ	231.28	岡崎・烏帽子・尻貝・天墓・廣場
東吾 3	9・10・11・12 4つ	226.67	箱島・足り保外
東吾 4	13・32 2つ	63.54	箱島・中尾・長坂・林浦
東吾 5	18・19・33 3つ	172.06	五町田・榛原
東吾 6	20・21・22 3つ	137.81	五町田・弓ケトウ
東吾 7	14・15・16・17 4つ	332.48	五町田・タカノ巢外
東吾 8	23・24・29・34 4つ	243.80	奥田・マミ穴外 新巻・吾妻山
東吾 10	25・26・27・28・35・36・37 7つ	237.54	新巻・宮腰外 泉沢・重田外
東吾 12	42・44 2つ	122.38	泉沢・歌ケ平外
東吾 13	38・39・40・41・59 5つ	281.79	泉沢・ユウシン外 小泉・新浜外
東吾 14	43・45・58-1 3つ	114.05	小泉・前山外
東吾 15	50・51・52・60・61 5つ	211.82	小泉・広野原・中畝・植栗・三俣 ・追沢
東吾 16	46・47・48・58-2・58-5 5つ	232.59	植栗・鹿島峰外
東吾 17	49・55・57・62 4つ	178.63	岩井・植栗
東吾 18	53・54・56・58-3・58-4 5つ	201.08	岩井・植栗
東吾 19	63・64・65・66 4つ	196.72	原町・川戸・金井

東吾 20	68・69・70・73・74 5つ	432.71	川戸・桜十二外
東吾 21	67・71 2つ	87.29	川戸・宮平外
東吾 22	72・79・80-1・80-2・80-3 5つ	269.80	川戸・遠見塚外 厚田・烏帽子 川戸・椿原
東吾 24	81・82・83・84・85 5つ	296.12	厚田・烏帽子外
東吾 25	117・118 2つ	189.78	大戸・稲田外
東吾 26	119・120・121 3つ	252.37	大戸・手古丸外
東吾 27	75・76・77・78 4つ	399.19	原町
東吾 28	110・111・112-1・112-2・113・114 6つ	168.12	原町・郷原・矢倉・岩下
東吾 29	108・109・115-1・115-2・116 5つ	269.60	岩下
東吾 30	104-1・104-2・106・107 4つ	254.21	岩下・松谷
東吾 31	100・101・102・103・105 5つ	299.47	松谷・魚止り外
東吾 32	96・97・98・99 4つ	238.45	松谷・鍋割外
東吾 33	86-1・86-2・87・88・89-1・89-2 6つ	331.39	三島
東吾 34	90・91・92-1・92-2・93・94・95 7つ	288.46	三島
東吾 35	134・135-1・135-2・151・152 5つ	205.36	本宿・大原外 萩生・岩穴平
東吾 36	153-1・153-2・154・156・157 5つ	269.31	本宿・関口外
東吾 37	155・159-1・159-2・164・175-1・175-2・ 176 7つ	346.57	本宿・須賀尾
東吾 38	158・160・161・162・163 5つ	366.70	本宿・甘酒原外
東吾 39	165・166・167・168・169・170・171・172・ 173・174 10	478.32	本宿・水無外
東吾 41	122・123・124 3つ	215.50	大戸・東山外
東吾 42	128・129-1・129-2・130 4つ	449.99	大戸・石畦・熊宿
東吾 43	125-2・126・127・131 4つ	218.68	萩生・菖蒲沢
東吾 44	125-1・141・142 3つ	219.81	大戸・廻り目
東吾 45	143・144-1・144-2・145 4つ	242.64	大戸・本宿
東吾 46	137・138・139・140 4つ	176.53	萩生・井戸上外
東吾 47	132・133・136 3つ	286.80	萩生・井戸上外
東吾 48	146・147・148・149・150 5つ	261.48	本宿・権田道外
東吾 49	177・178・179・180 4つ	245.40	須賀尾・元ノ宿外
東吾 50	181・182・183 3つ	297.97	本宿・須賀尾
東吾 51	184・185・186・187 4つ	274.18	本宿・大柏木
東吾 52	188・189 2つ	224.69	大柏木
東吾 53	190・191・192 3つ	255.55	大柏木・天神外
東吾 54	193・194・195・196・197 5つ	345.06	大戸・大柏木

2 生活環境の整備に関する事項

施設の種類	位置	規模	対函番号	備考
該当なし				

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

○該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用関係施設

施設の種類	現 状		将 来		対函番号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
該当なし					

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

緑の少年団活動をはじめ青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着をはぐくむため、公民館におけるまちづくり参加プログラムの中に森林・林業体験プログラムを組み込み、森林づくりへの直接参加を推進する。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

○該当なし

(3) その他

○該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

7 その他必要な事項

(1) 保安林その他法令による制限に関する事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従った森林施業に留意する。特に森林所有者や事業者が、森林法第十条の八における「伐採及び伐採後の造林の届出制度」による届出をもって、各法令による許可がなされたと誤ることのないよう啓発していくものとする。

(2) 町有林の整備

本町は、現在人工林を中心に1,098haの森林を所有しており、人工林については森林組合に保育、間伐等を委託し、実施するものとする。ただし、森林の経営には非常に長い時間がかかるため、安定して経営していくために、森林組合と長期にわたる施業委託契約等を締結することも含め、検討していくものとする。

(3) 基幹路網の継続的な開設を実施する地域

従前の森林施業共同化重点実施地区において基幹路網の継続的な開設を行う地域は次のとおりとする。

路線名	地区の名称	地区の所在	区域面積	備考
吾嬬山線	大字 原町、岩下、松谷	75～78林班 97～116林班	750ha	